

平成28年4月7日

各 社会福祉法人代表者 様

南河内広域事務室広域福祉課長

社会福祉法等の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

日頃より、福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省社会・援護局長より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましては社会福祉法の改正にかかる通知の趣旨及び内容について、ご理解いただき、適正な法人運営に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、下記1記載の通知文書は同封しておりますが、後日大阪府地域福祉推進室指導監査課のホームページ（下記2記載）にも同じ通知文が掲載予定ですのでご活用ください。

記

1（通知文書）

- ① 平成28年3月31日付け社援発0331第40号通知
社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について
- ② 平成28年3月31日付け社援発0331第41号通知
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について

2（ホームページ）

- ・大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ（社会福祉法人等への通知文書等）
http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

〒584-0031

南河内広域事務室 広域福祉課

住 所：富田林市寿町2丁目6番1号

南河内府民センタービル2階

TEL：0721-20-1199

FAX：0721-20-1202